

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康福祉政策課	整理番号	1-3
処分の種類	社会福祉法人に対する解散命令			
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第56条第8項			
処分の概要	社会福祉法人が、法令、定款等に違反した場合で他の方法により監督の目的を達することができない場合、又は正当の事由がないのに1年以上にわたり事業を行わない場合の解散命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため)			
基準の制定根拠	—			